

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	集中環境施設用重油移送ポンプ入口ストレーナ海側（A）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	GⅢ	
2	2号機	残留熱除去系ポンプ（A）エリア局所空調ユニットのドレン受け容器に腐食が認められたため、当該ドレン受け容器を修理	GⅢ	
3	2号機	試料採取系原子炉水PH計（水素イオン濃度指示計）に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・調整	GⅢ	
4	3号機	定期検査時における「安全管理上の対応について」の社内検討会用説明資料に一部誤記が認められたため、対応検討	GⅡ	
5	3号機	非常用ディーゼル発電設備用補機冷却海水系の屋外計装盤の電線管接続金具に損傷が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	3号機	主発電機励磁装置室空調機（A）の送風機駆動用ファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトの張りを調整	GⅢ	
7	3号機	原子炉給水ポンプ用シール水プースターポンプ（A）の反カップリング側軸封部よりシール水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	3号機	中央操作室の監視用モニタ盤に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	屋外軽油ポンピット内床コンクリートに亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	3号機	制御棒駆動水ポンプ（A）の小口径配管接続部より水のリーク（25秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
11	4号機	原子炉圧力抑制室の北西コンセント（1箇所）に取付け状態の不良（コンセントカバー取り付けネジ脱落、コンセント本体のずれ）が認められたため、当該コンセントを修理	GⅢ	
12	4号機	主復水器細管洗浄装置操作盤の扉ストッパー取付け部に腐食による破損が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
13	4号機	タービン建屋の計装用圧縮空気系空気圧縮機廻りの床ドレンファンネル（2箇所）に詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	GⅢ	
14	4号機	主復水器細管洗浄装置循環ポンプ（C）出口圧力指示計の内部に雨水の浸入が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
15	5号機	所内ボイラ用給水ポンプ（A）のベント弁に操作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	残留熱除去海水ポンプ（A）駆動用電動機の冷却水ストレーナ本体の下部ドレンプラグ部より冷却水のリーク（5秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
17	6号機	残留熱除去海水ポンプ（A）駆動用電動機の冷却水ストレーナの出口弁側フランジ部より冷却水のリーク（1分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
18	6号機	残留熱除去海水ポンプ（A）駆動用電動機の冷却水ストレーナの出入口差圧指示計に指示値不良が認められたため、当該差圧指示計を点検・調整	G III	
19	6号機	残留熱除去海水ポンプ（C）駆動用電動機の冷却水ストレーナ本体の下部ドレンプラグ部より冷却水のリーク（2秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	6号機	残留熱除去海水ポンプ（C）駆動用電動機の冷却水ストレーナの出入口差圧指示計検出元弁に冷却水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
21	6号機	原子炉冷却材再循環流量制御系電動機・発電機セット（B）のすくい管駆動装置用油面計より油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
22	6号機	廃棄物処理建屋蒸留水受けタンク室壁面上部の配管貫通部より水（地下水）がしみ出し床面に水溜り（約2.5cc）が認められたため、当該貫通部を点検・修理及び床面を清掃	G III	
23	集中環境施設	廃棄物集中処理建屋換気空調系の放射線モニタガスサンプリング装置（A、B）の各出口弁（A、B）の銘板に誤記（機器番号）が認められたため、当該銘板を修正	G III	
24	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋天井クレーン点検において、横行用電動機及び走行用電動機（2台）の給電部に損傷（絶縁物の一部欠損）が認められたため、対応検討。なお、機能に影響なし	G III	
25	その他	協力企業作業員が使用済燃料輸送容器保管建屋（放射線管理区域）へ入域した際、誤って携帯電話を所持していたことから警報付き個人線量計が誤動作し警報が発生したため、対応検討	G II	